

聖徳皇のめぐみ

細川 行 信

はじめに

わが親鸞聖人が、いかに聖徳太子を讃仰し尊崇されたかについては、聖人ご撰述の和讃の中に『正像末和讃』所収の「皇太子聖徳奉讃」をはじめ、七十五首の『皇太子聖徳奉讃』と、百十四首の『大日本国粟散王聖徳太子奉讃』がある事から充分にうかがいうるが、実はこの三種の和讃は、聖徳太子が日本の国に仏教を弘められた事と、自ら方便して末法の有情を哀れみたまうと言う点において一貫しているようである。したがって、直接「よきひとの仰」（歎異抄二）によって「ただ念仏して弥陀にたすけまゐらすべし」（同上）と本願の教に帰しえられた聖人が、その生涯を通して、よきひと法然上人に対する知恩報徳のまことを尽くされたことは、主著『教行信証』

の撰述の上に、あるいは具体的に『高僧和讃』の「源空讃」によって知られ、またご消息よりもうかがわれるがこのような法然上人に対する恩徳と共に、聖徳太子の恩徳に対する報恩感情も決して忘れることのできないものである。これに関して覚如上人が『親鸞伝絵』（上ノ三）に「大師聖人すなはち勢至の化身、太子また観音の垂迹なり、このゆへにわれ二菩薩の引導に順じて如来の本願をひろむるにあり、真宗因茲興し、念仏由斯煽也」と述べられる如く、聖人が真宗念仏の実践・弘通にあたって法然上人と聖徳太子の恩徳を謝念されたことは、まことに尽しがたいものがあつたに違いない。されば今、特に聖徳太子に関して、聖人みずから用いられる「めぐみ」・「あはれみ」あるいは「示現」・「護持養育」という表現において、その讃嘆されることの内容を管窺してゆ

きたい。

一

まず、和讃にみえる聖人の太子尊崇は、その時代における太子信仰の中であって、特筆すべき事であったと思われる。即ち鎌倉時代、太子に関する影像が奈良・京都をはじめ、各地で数多く作られた事によっても、当時一般の太子信仰がいかに篤かったかを示すが、これは又、既に注意されるごとく、太子が南岳恵思の後身であり、さらに救世観音の化身であるという伝説は、聖人出生以前かなり早くよりみられるところである。したがって、時代の子である聖人も亦、こうした時代の空気を感受された事は疑いえない。しかし又、聖人の奉讃された数多くの太子和讃の製作意志をうかがえば、これは単に此の時代の信仰のみでは領解されえないものが感ぜられる。この事を示す資料として、次の恵信尼消息と『親鸞伝絵』の記載があげられる。まず恵信尼消息の第三通の中に、やまをいで、六かくだうに百日こもらせ給て、ごせをいのらせ給けるに、九十五日のあか月、しやうとくたいしのもんをむすびて、じげんにあづからせ給て候ければ、やがて、そのあか月いでさせ給て、ごせのた

すからんずるえんにあいまいらせんと、たづねまいらせて、ほうねん上人にあいまいらせて、又六かくだうに百日こもらせ給て候けるやうに、又百か日ふるにもてるにも、いかなるだいな事にもまゐりてありしに、たごせの事は、よき人にもあしきにも、おなじやうにしやうじいづべきみちをば、たご一すぢに、おほせられ候しを、うけ給はりさだめて候しかば、しやうにんのわたらせ給はんところには、人はいかにも申せ、たとひあくだうにわたらせ給べしと申とも、せしやうじやうにも、まよひければこそありけめとまで、思まいらするみなればと、やう／＼に人の申候し時も、おほせ候しなり

とあるが、右の文中、聖人が「ほうねん上人にあいまいらせ」たのは建仁元年、二十九才の時であり、これについて聖人は『教行信証』の後序に「然愚禿釈鸞、建仁辛酉曆、棄_テ雜行_ニ令_テ帰_ス本願_ニ」と自記されていて、それは聖人にとって最も感銘の深い体験であり、覚如上人も、この事について『親鸞伝絵』の、いわゆる「吉水入室」(上ノ二)の段にあざやかに語られるところである。而して、この法然上人との出会いは、前掲の消息の中に書かれる如く「しやうとくたいしのもんをむすびて、じげん

にあづからせ給て候ければ」とあって、聖人は聖徳太子の文を結び、太子の示現を蒙られたという事実が知られる。しかも、この消息の端書に「九十五日のあかつきの御じげんのもんなり、ごらん候へとて、かきしるしまいらせ候」とあることから、当初、太子示現の文が書添えられてあつたが、何時の頃にか見失われ、ために今日、この文が太子に関する如何なる文であるのかについて問題とされているが、実はこの消息にもとづく限り、示現の文に先立って、聖人は結文されているのであるから、太子の本地である救世菩薩に「ごせをいのらせ給ける」とある如く、聖人が太子の文を結んで祈願された、その文が如何なるものであつたか、そしてその祈願に感応して示現にあづかられた文は何であつたらうかと、一応分別して考える必要があるのではなからうか。

これについて、例えば同じく「後世助かる道」(法然上人伝記四下)を法然上人に尋ねたといわれる熊谷入道蓮生が『法然上人行状絵図』(巻二十七)の記載によれば「かたき願をおこして、発願の旨趣をのべ偈をむすびてみづからこれをかきつく」とて、上品上生に生れんがためにその偈文を結んだ事を伝え、更に「蓮生がおこして候願成就すべくば疑まじからん御示現たべ、又叶まじく

ば叶まじと示現たべ」と念じたという。そして、これについての「発願の文夢記」を自筆にて誌したと伝えている。今、この事から類推すれば、聖人も亦、後世の助からん事の願を太子の偈文に結び、その願の成就を太子示現の文によって感得されたと考えられよう。かくて、こうした経過を前提として、その発願の文ともいうべき結文において、当時既知の太子の偈文が何であつたかを推察するならば、先学も留意される如く、正嘉本『尊号真像銘文』所収の「阿佐礼讚」・同じく「日羅礼讚」、あるいは『上宮太子御記』所収の「銅函銘」・同じく「廟窟偈」、さらに「行者宿報設女犯」の四句の偈などがあげられる。このうち、どれを採るかは難しい問題であるが、これについて覚如上人・存覚上人・乗専法師等、夫々の著述になる関係資料にもとずいて私なりの推求を行なつてみよう。

まず『報恩講式』の一節を引くと

断惑証理愚昧身難成、速成覚位末代機匣罩、仍詔出離仏陀、祈知識於神道、而際宿因多幸、奉謁本朝念仏之元祖黒谷聖人、問答出離之要道、授以浄土一宗、示以念仏一行。

とあり、これによれば「断惑証理」を旨指す聖道門の教

は「愚昧身」たる機にとつて如何にも及び難く、ここに此の身における「出離」を願われる聖人に「宿因多幸」のもたらすところ、遂に法然上人に会い「出離之要道」を明らかにされた事を表わされた。而して、そのより具體的な事情は『嘆徳文』に次の如く述べられてある。

雖_レ疑_ニ定水_一識浪頻動、雖_レ觀_ニ心月_一妄雲猶覆、而_レ一念不_レ追千載長往、何_レ貪_ニ浮生之交衆_一徒疲、假名之修学、須_レ拋_ニ勢利_一直_レ悌_ニ出離_一、然而機教相凡慮難、明_レ迺_ニ近對_ニ根本中堂之本尊_一、遠詣_ニ枝末諸方之靈窟_一、祈_レ解脫之徑路、求_ニ真実之知識_一、特_レ運_ニ歩_ニ於六角之精舎_一、底_ニ百日之懇念_一之処、親得_ニ告於五更之孤枕_一、咽_ニ教行之感涙_一之間、幸_レ臻_ニ黒谷聖人吉水之禪室_一。

ここに、在叡時代、不断念仏を修する堂僧として勤行されていたにも拘らず、又二十年にも及ぶ修学精進も、すべて「浮生之交衆」であり、「假名之修学」であつたといふところに、聖人の深い機の反省がうかがい知られる。ここに「祈_レ解脫之徑路、求_ニ真実之知識_一」ことが心からの願いとして、「特_レ運_ニ歩_ニ於六角之精舎_一」となつたが、では、その六角堂での百日の参籠はどのようにして行なわれたのであろうか。次に『最須敬重絵詞』（巻一）の記載をあげよう。

娑婆世界施旡畏者の悲願をたのみ、日本伝灯上宮王の濟度を仰て、山上より西坂本にかゝり、六角堂へ百日の参詣をいたしたまひて。ねがはくは有縁の要法をしめし、真の知識にあふことをえしめたまへと、丹誠を抽て祈給に、九十五日に満ずる夜の夢に、末代出離の要路念仏にはしはず、法然聖人いま苦海を渡す、かの所に到て要津を問べきよし、慥に示現あり、すなはち感涙をのごひ、靈告に任て吉水の禪室にのぞみ、事の子細を啓し給ひければ……

すなわち、これによれば「ねがはくは有縁の要法をしめし、真の知識にあふことをえしめたまへ」という祈請をこらされた「六角堂へ百日の参詣」が「娑婆世界施旡畏者の悲願をたのみ、日本伝灯上宮王の濟度を仰」ぐ事にあり、聖人自らの志念を太子の悲願と濟度に仰ぎ求められた事情を推知しえられる。

ここにおいて、先掲した五種の太子の文より、聖人の結ばれたと思われるものをあげるならば、右に見た如く太子の悲願と濟度を最もよく表現するものとして、「廟窟偈」がもとめられるように私考する。即ちこの偈文には「大慈大悲本誓願、愍念衆生如一子」に始まり「一度参詣離惡趣、決定往生極樂界」に終るもので、正しく悲

願と「離悪趣」なる濟度とが端的に述べられるからである。なお、かつて「廟窟偈」について日下無倫先生が、聖人の抄出真蹟と専空上人の『正法輪蔵』をあげて略述されたことがある。このうち、真蹟は金沢の専光寺に所蔵されるもので、今日よく知られているが、もう一つの『聖法輪蔵』(『正法輪蔵』とも云い、日下先生もこれによられた)は、もと高田専修寺に所蔵されていたが、後に福井県法雲寺に伝わり、これについては山田文昭先生も指摘されたことがあるが、さらに同寺に一部分を残して他所に移された事については明らかにされていない。しかし先年、偶然のことから私に眼福をえたものを報告した事があるが、そののち更に一卷を知る事ができた。このうち、富山県氷見市飯久保の光久寺に所蔵される第四十七卷に「廟窟偈」全十行二十句の文の前に次の如き一節が載せられてある。

太子詔云夫孔子小賢遺教以無子為不孝云へり、吾
釈迦大聖御弟子也豈無子為歎哉、哀我已此世機縁
尽父母所生肉身留置此岩屋内一契、慈尊三會曉送五
十六億七千万歳春秋可引導衆生砌也勅給、后王子
達奉始万人流御袖ヌラシ給へり、哀ナリケル御
事共也、太子御一期之本地垂跡之利生結廿句文給自
株河染御筆岩屋之内西立石壁書注給へル碑文言

高田の専空上人(二九二—一三三三)は、覚如上人(二七〇—一三五)とほぼ同時代の人であり、『聖法輪蔵』の著述年時から、この資料をもって聖人初期の行実をうかがうには、年代的に無理を認めねばならない。しかし『上宮太子御記』に「廟窟偈」を説明するのに「文松子伝云」と附記されてあるものの『松子伝』が伝わらない以上、あえて右に掲げた『聖法輪蔵』の説明によって推知の手がかりとしたい。

ここにおいて再び、自ら深く時・機をかえりみて後世を祈られる聖人を偲ぶ時、右の説明の中に、「六角堂参籠」の理由がうかがわれ、その必然性が見い出されるようである。されば、この必然性という点からすれば、建久二年(聖人十九才)九月十四日夜の、いわゆる磯長霊告の伝説も行実として、あなたがち否定する必要もないように思われる。しかし、その事は兎も角として、当時、機教不相応を自らの力ではどうにも出来ない、悲歎のどん底にあられた聖人にとって、その苦悩からの解脱をば此の身の護持養育を念じてやまない、大悲の母たる救世の六角堂観世音に祈られた事は、聖人のごまかしのきかぬお心の、止むに止まれぬ当然の行為であったと窺うものである。

六角堂参籠での太子示現の文は『最須敬重絵詞』(巻二)にある如く「法然聖人いま苦海を渡す、かの所に到て要津を問べきよし、慥に示現あり」という内容の文であったと思われる。ところが、先ごろ『親鸞伝絵』の古三本の比較研究にもとずいて「六角堂参籠」と「六角夢想」が同一の事件であるとし、更には、太子示現の文が「行者宿報」の四句の偈文であるとの説が出され、これに対する反対の意見も発表された¹⁾。その問題となる「六角夢想」が専修寺本では「建仁三年^西四月五日夜寅時」とあり、西本願寺本では「建仁三年^亥四月五日夜寅時」となり、東本願寺の康永本は専修寺本と同文の記載である。しかも、その前段にあたる「吉水入室」については、西本願寺本のみ「建仁第一乃曆春の比^{上人二}十九歳」とされ、他の二本は「建仁第三春のころ^{聖人二}十九歳」とある。ところで、聖人の二十九歳は建仁元年であるから、随って専修寺・東本願寺の両本は記載の上で誤りをおかしている事となる。ここに各本をめぐって、その史料価値が論議されるのであるが、それはそれとして『伝絵』の初稿が永仁三

年(二二九五)覚如上人二十六歳の時に作られ、当時なお如信上人(一一三〇歿)や顕智房(一一三〇歿)など、聖人より直接に薫陶を受けた遺弟たちが重きをなしていたから、初稿のあと僅か二ヶ月を経て出来た専修寺本に作爲があったとは考えられず、また後に重訂された自筆の康永本において訂正されていない事に、より注意を払わねばならない。ここに翻って、まことに自己について語る事の少い聖人にして、その主著『教行信証』の後序に「承元丁卯歳」の流罪・「建曆辛未」の勅免、「同二年壬申」の入滅と、恩師上人に関する悲しい事ども、更について「建仁辛酉曆」の恩師との出会い、「元久乙丑歳」の選択付属と眞影図画など、恩師より蒙ったこれらの感激の想い出は、その悲しみといひ又その喜びといひ、それらは深く心に刻まれた忘れえぬ記録と申されよう。さればこそ、その記録は余すところなく『伝絵』に輯録されたと窺うべきもので、したがって聖人自らの筆になる後序の「承元丁卯」・「建曆辛未」・「同壬申」・「建仁辛酉」・「元久乙丑」の干支は、それが覚如上人の『伝絵』述作にあたって、最も大切な資料であり、右の干支をたとえ一つでも間違えて記されたとは到底考えられない。それ故、先にあげた如く「吉水入室」に「建仁第

三」とされたのは「干支の「辛酉」を年数に直すにあたって「元年」とすべきを迂闊にも「三年」と書き誤ったものと云わねばならない。しかも、そこに「二十九歳」と註記されている事からも、本来「元年」とすべきであった事は論を俟たない。これに対して「六角夢想」には「酉」と干支が明記されていて、これは辛酉なる以上「建仁元年」であるべきを「三年」と記されてある。しかし、これも前と同じく「元」を「三」と書き誤ったとしても『伝絵』作成の素意を傷つけるものではなからう。

以上『伝絵』の史料性について考察をほし、ままにしたが、今はその価値を認めた上で「六角夢想」の段をうかがえば、覚如上人が「行者宿報設女犯、我成玉女身被犯、一生之間能莊嚴、臨終引導生極樂」の文を引くにいたり「彼記にいはいはく」として、いわゆる『親鸞夢記』によられた事は、ひろく認められているところであるが、しからは一体「善信に告命してのたまはく」とあるその告命の意義は奈辺にあるであろうか。

『親鸞夢記』は聖人に先立って寂した真仏房（二二五八段）の書写本が専修寺に現存し、かつ同寺には聖人の筆跡かと思われる四句の偈文を蔵し、これは軸仕立にさ

れて伝えられているが、実はこの文は「淨肉の文」の紙背に書かれていた事が明らかにされた。また既に紹介した事のある「熊皮の御影」に、この文が賛として書かれている事は私に注意を惹くところである。しかし、右の告命について『夢記』に救世菩薩が此の文を誦して、「此文吾誓願ナリ一切群生可説聞告命、因斯告命教千萬有情令聞之覺夢悟了」と記し、『伝絵』もまた右の通りを載せ、更には「倩此記録を披て彼夢想を案ずるに、ひとへに真宗繁昌の奇瑞、念仏弘興の表示也」と説明されている。しかも既に周知の如く、下巻の第二「稲田興法」の段において「仏法弘通の本懐こゝに成就し、衆生利益の宿念たちまちに満足す、此時、聖人被仰云、救世菩薩の告命を受し往の夢、既に今と符合せり」とあって、太子の告命は正しく念仏弘興・仏法弘通を教示するものとされている。しかも此の場合、あの法難における逆縁が「もしわれ配所におもむかずば、何によりてか辺鄙の群類を化せむ」という念仏の弘通であり、稲田における興法が「道俗跡をたづね」・「貴賤衢に溢る」とある如く、それはまさに「一切群生にきかしむべし」という告命に應えるものであって、ここに聖人における教人信の実践課題が考えられる。かくして、六角堂参籠で

の太子示現の文に指示されて、法然上人の吉水の禅房を訪ねられたのは建仁元年春のころであり、このよきひと法然上人との出会いによって「凡夫直入の真心を決定」しえた慶びは、ついで同じ年の四月五日夜寅時、未だ正法に浴さない全ての人々に伝うべき告命を将来する事となったものであろう。かくて、この日本の国に、しかも末法時の今、正法の本願念仏を弘宣することこそ、聖徳太子の善巧方便、すなわち「聖徳皇のめぐみ」によって「住正定聚の身となれる」ものの「自信教人信 難中転更難 大悲伝普化 真成報仏恩」（往生礼讃）の意に従う自然な歩みであると窺知するものである。

- ① 『真宗仮名聖教』本・『真宗法要』本には「九十九日」と載せるが、今は大谷大学と竜谷大学所蔵の室町時代書写本によって「九十五日」とした。

- ② 『総説親鸞伝絵』三〇二—三〇四頁（なお上記の本は昭和十四年安齋講本の再刊）
- ③ 『真宗史』一七五頁
- ④ 中外日報の昭和二十九年十一月五・六日「正法輪蔵と宝物集に就いて」
- ⑤ 富山県八尾の聞名寺に第四十二巻を所蔵
- ⑥ 赤松俊秀著『親鸞』（人物叢書）四九—五一頁
- ⑦ 宮地廓慈稿「六角夢想の年時」人文論叢
- ⑧ 平松令三稿「高田宝庫新発見資料による試論」高田学報第四六輯
- ⑨ 親鸞聖人論攷の創刊号口絵参照
- ⑩ 恵空講師は『叢林集』（巻八）の中で「本地の観音は教て吉水に入しめ、垂迹の太子は示て本師を顕せり之文是也又た行者宿報の救世の誓を聞て普化一切の化導をなす」と誌された事は、まことに示唆に富む記述であって、聖人における太子尊崇の歩みが何か自然に感じられた。